

環境影響評価審査会総風力発電所部会議事録

- 1 日時：平成17年12月8日（木）14:00～17:50
- 2 場所：兵庫県民会館10階福の間
- 3 議題
 - (1) 諮問
 - (2) CEF南あわじウインドファーム事業に係る環境影響評価準備書の審査について
 - (3) CEF兵庫ウインドファーム事業に係る環境影響評価準備書の審査について
- 4 出席委員：藤井会長、山口部会長、朝日委員、大迫委員、北村委員、田中眞吾委員、服部委員
- 5 事務局：原田健康生活部環境局長、長谷川健康生活部参事（環境技術担当）
環境影響評価室 勝野室長、鷲見課長補佐外室員3名
- 6 関係部局：自然環境保全課、森林動物共生室、治山課、森林保全室、景観形成室、文化財室、但馬県民局、淡路県民局
- 7 事業者：CEF南あわじウインドファーム株式会社、CEF兵庫ウインドファーム株式会社
- 8 配布資料：
 - 会議次第
 - 出席者名簿
 - （資料1）風力発電所環境配慮暫定指導指針
 - （資料2）環境影響評価準備書の審査について（諮問）
 - （資料3）CEF南あわじウインドファーム事業に係る環境影響評価書
 - （資料4）CEF兵庫ウインドファーム事業に係る環境影響評価書
 - （資料5）（仮称）西淡リゾートプロジェクト環境影響評価準備書の審査について（答申）補足資料 CEF南あわじウインドファーム事業に係る環境影響評価書確認種リスト【植物・昆虫類】
補足資料 CEF兵庫ウインドファーム事業に係る環境影響評価書確認種リスト【植物・昆虫類】
補足資料 平成17年度新エネルギー事業者支援対策事業公募説明資料
- 9 議事概要
 - 藤井会長に諮問
 - 事務局より、風力発電所環境配慮暫定指導指針について説明
 - （委員）条例に基づくものではないとのことであるが、どの程度のことを言えるのか。
 - （事務局）経過措置案件であるが、知事の助言を行う必要があり、ご意見をいただきたい。
風力発電所の大規模案件が数件出てくるようになり、10月に指針を制定して対応することとなった。
 - （委員）水質が対象項目となっていない。
 - （事務局）項目については、騒音、地形・地質、植物、動物、生態系及び景観に絞り込んだ。ただ、水質についても、お気づきの点があれば、質問対象となる場合もあると考えている。
 - （委員）その他の項目についても、指摘は可能としたい。

事業者よりCEF南あわじウインドファーム事業について説明

- (委員) 兵庫県内で風力発電として使える場所が何カ所もあり、その中で影響のない優先順位の高いところなのか。
- (事業者) 国立公園等は手をつけられない。データを見て、自然との調和の視点等の調査をしながら、調和が保てるところに計画が仕上がっている。
- (委員) 審査をする場合、何カ所か候補があり、その中で調べると、この場所であったとの比較ができると分かりやすい。(朝来市を含め)この2カ所はやりたいとの考えなのか。まだ候補があるのなら、他の候補を探すことになるのか。
- (事業者) 今の質問は回答しにくい。今回の2カ所は全国的に見てもすばらしい風である。他にこれに勝る風はない。県の指針は、事業者にとって、プロセスの非常に後の段階で、経済産業省の補助金の決定も地元合意も得た段階で出ている話であり、ここはダメだからあっちに行くとの考え方は、地元との約束から考えると非常に難しい。
- (委員) 植物の調査で、直接改変される所、風車をたてる所の調査がされていない。伐採範囲における細かい調査が必要である。
- (事業者) 調査後に風車の移動があった。風車による改変を網羅していないことは事実。
- (委員) 発生騒音レベルは、平均風速を使って予測している。有識者意見で、基準は満足しているが、不確実性があるとしている。騒音は発電量に比例するから、発電量が上がると騒音レベルはあがるのではないか。防音対策はどうするのか。
- (事業者) 予測式は「風力発電導入ガイドライン」を使っている。Leqで評価しているから、平均風速を使っている。風車自体はカットアウトがあり、どんどん羽根が回ることはない。また、風が強くなると暗騒音が大きくなり、かき消される。不確実性の中で、影響はあるとしても、諸条件を考えて軽微であるとしている。
- (委員) どのくらい風速が上がるとカットアウトになるのか。また、平均風速は。
- (事業者) 平均風速は、6.3m/sで予測している。25m/sでカットアウトになる。その騒音は、105dB程度で平均風速時に比べ10dBくらい上がる。
- (委員) 生物の場合、事後監視調査は絶対必要である。
- (事務局) 審査の中で、事後監視調査を考えているのか説明してもらうことになる。
- (事業者) 事後監視はすべてするのか。
- (事務局) 必要なものについては、やってもらう。今回のご指摘を受け、事業者に素案を作成してもらい、次回ご意見をいただくこととしたい。
- (委員) 先ほどの植生の問題は。
- (事務局) 工事着手までに、ご指摘の改変のある所の調査をすべきと考えている。
- (委員) 平成10年の植生調査と今回の調査で、大きく変わっていないことを確認したのか。
- (事業者) 学識者の意見を受け、調査を実施し、平成10年と違いがないことを確認している。

事業者よりCEF兵庫ウインドファーム事業について説明

- (委員) 影響は大きい。一つ目は、生息環境への影響である。二つ目は、ブレードにぶつかるという影響がある。特にイヌワシの場合、鳥としては融通が利かない。予定地に入ってくる。集中域に比べ低いが、かなりの頻度で来ると思う。北海道でもオジロワシが衝突している。生息地マップを見ていて、この土地はイヌワシ、クマタカがいる場所との認識があったはず。なぜ、ここを選ばれたか。風力発電は賛成であ

るが、この場所では重大な影響が出ると思っている。

(事業者) 代替地についての我々の考え方は、イヌワシ、クマタカの文献調査に基づき場所を変えている。昭和40年頃の報告書に周辺のイヌワシの確認情報はある。最近の兵庫県等の公表資料では、当該地にイヌワシ、クマタカの生息の記載はない。環境省の昨年8月に出たデータで、段ヶ峰にはいるが、今回の計画地は外れている。

(委員) これをどのように解釈するかは、意見が分かれる。イヌワシの場合、一年中生息していることは、その近くで繁殖する可能性が高い。そこから若鳥が分散していく。ちょうど端で風力発電所を計画しており、若鳥がぶつかる可能性が高い。